

## みんなで潤う☆小浜づくり事業実施要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、市が、市民・学生等の自由な発想を活かした地域課題の解決につながるまちづくり事業（以下「まちづくり事業」という。）の提案を募集し、提案者の市民・学生等と事業目的を共有し、役割分担しながら協働で行う事業を支援することにより、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟に対応し、みんなで潤うまちづくりを推進することを目的とする。

### （補助対象事業）

第2条 まちづくり事業は、次の各号の全要件を満たすものとする。

- (1) 活動団体が主体となり、市と協働で実施することにより、地域課題の解決につながる事業であること。
  - (2) 活動団体と市の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が期待される事業であること。
  - (3) 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業であること。
  - (4) 活動団体の有する先駆性、専門性、柔軟性等を活かした事業であること。
  - (5) 事業予算の見積り等が適正であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、まちづくり事業の対象としないものとする。
- (1) 特定の個人または団体のみが利益を受けるもの
  - (2) 営利又は政治、宗教若しくは選挙活動を目的とするもの
  - (3) 公益に資さない個人的な学術研究を目的とするもの
  - (4) 国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体から補助金の交付を受けているもの
  - (5) 公序良俗に反するもの
  - (6) その他市長が適当でないと判断したもの
- 3 市長は、提案者からまちづくり事業の提案を募集し、その提案が第1条の目的に適合すると認めるものについて、次に掲げる支援区分に応じて補助金を交付するものとする。
- (1) うるおい♪実現コース 活動団体が主体となり、行政と協働し地域課題の解決につながる協働事業に対して、基本コースまたは小規模コースの2コースにおいて補助する。
  - (2) 学生トライアルコース 地域の学生団体が主体となり、行政と協働し地域課題の解決につながる協働事業に対して補助する。
  - (3) いいところ応援コース 旧事業の基本コースを実施中の団体が主体となり、行政と協働し地域課題の解決につながる協働事業に対して補助する。

### **(提案者の要件)**

第3条 まちづくり事業の提案者は、次の各号のいずれにも該当する活動団体とする。

- (1) 小浜市内に活動拠点がある団体であること。ただし、学生トライアルコースの提案者（以下「地域の学生団体」という。）は、市内に所在する学校（高等学校、専門学校、大学）に通う学生で構成されていること。
  - (2) 構成する会員が5人以上の団体であること。ただし、地域の学生団体の場合は、2人以上の団体であること。
  - (3) 運営に関する会則等があり、適切な会計処理が行われている、または行うことができる団体であること。
- 2 うるおい♪実現コースの提案者は、旧いいとこ小浜づくり協働推進事業（以下「旧事業」という。）の基本コースを実施している団体については、同一または同様の提案事業において利用できないこととする。
- 3 いいとこ応援コースの提案者は、旧事業の基本コースを実施中（1年目または2年目）の団体であることを要件とする。

### **(補助対象経費)**

第4条 補助の対象となる経費は、まちづくり事業に要する経費のうち別表に掲げるものとする。

### **(補助金額および交付回数の制限)**

第5条 うるおい♪実現コースの基本コースの補助金額は、補助対象経費の合計額からイベントの実施に伴う参加料などの収入を除いた額とし、補助対象経費の4分の3以内または30万円のいずれか低い額を上限とする。また、小規模コースの補助金額は、補助対象経費の合計額からイベントの実施に伴う参加料などの収入を除いた額とし、10万円を上限とする。なお、基本コースおよび小規模コースともに、同一団体に対する交付は1回に限る。

- 2 学生トライアルコースの補助金額は、補助対象経費の合計額からイベントの実施に伴う参加料などの収入を除いた額とし、5万円を上限とする。なお、同一団体に対する交付は1回に限る。
- 3 いいとこ応援コースの補助金額は、補助対象経費の合計額からイベントの実施に伴う参加料などの収入を除いた額とし、旧事業からの2年目においては補助対象経費の2分の1以内または20万円のいずれか低い額を、3年目においては補助対象経費の3分の1以内または10万円のいずれか低い額を上限とする。ただし、同一事業に対する補助金の交付は、継続3年を限度とし、毎年度申請に基づく審査により決定する。なお、交付回数は、旧事業の基本コースの採択実績を考慮するものとする。

### **(応募)**

第6条 まちづくり事業について提案しようとする者は、次に掲げる書類を提案事

業に係る課等（以下「担当課」という）と協議の上、市長に提出しなければならない。また、学生トライアルコースは、提案事業のプレゼンテーション動画（5分以内）を合わせて提出するものとする。

- (1) みんなで潤う☆小浜づくり事業計画書（様式第1号）
- (2) みんなで潤う☆小浜づくり事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 提案団体の概要書（様式第3号）
- (4) 規約・会則、構成員名簿など

2 提案者は、同時に複数応募することはできない。

### （審査）

第7条 市長は、前条の規定によるまちづくり事業の提案があったときは、その審査をみんなで潤う☆小浜づくり事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮らなければならない。

2 審査委員会の委員は、市長が特に認める者および小浜市協働のまちづくり審議会委員の内から組織する。

3 審査委員会の審査は、以下の項目について審査委員ごとに採点を行う。ただし、学生トライアルコースについては、(6)継続性の項目を考慮しない。

- (1) 公益性（社会貢献活動として、地域課題の解決につながる事業であるか）
- (2) 事業効果（事業実施により目的とする効果が期待できるか）
- (3) 協働の必要性・役割分担（相乗効果が期待できるか、役割分担が明確、妥当か）
- (4) 先駆性・創造性（主体となる活動団体の特性を活かした先駆性・創造性のある事業か）
- (5) 計画性・経費の妥当性（目的どおりの事業執行が可能か、経費の積算が妥当または効率的であるか）
- (6) 継続性（次年度以降、継続した活動が期待できるか）

4 審査方法については、次のとおりとする。

- (1) うるおい♪実現コースおよびいいところ応援コースについては、書類および提案者からのプレゼンテーションにより審査を行う。
- (2) 学生トライアルコースについては、書類およびプレゼンテーション動画により審査を行う。ただし、提案者が審査会に出席できる場合には、書類およびプレゼンテーションにより審査を行う。

### （提言）

第8条 審査委員会は、まちづくり事業について総合的に審査を行い、審査結果を取りまとめて、市長に提言するものとする。

### （採択の決定等）

第9条 市長は、事業実施の可否等について決定し、その結果を提案者に通知するとともに市ホームページ等で公開するものとする。

2 採択通知を受けた提案者は、市担当課に補助金交付申請書等を提出するものとする。また、市から補助金交付決定の通知を受けてから、補助対象の活動を開始する。

**（事業の変更、中止等）**

第10条 事業実施主体は、まちづくり事業を変更し、または中止しようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があった場合は、直ちに実施主体から意見を聴取し、措置を決定するものとする。

**（実績報告）**

第11条 事業実施主体は、まちづくり事業終了後、速やかに実績報告書を取りまとめ、市長に提出しなければならない。

**（庶務）**

第12条 まちづくり事業に係る庶務は、企画部コミュニティ支援課において処理する。

**（その他）**

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

区 分	経 費 の 種 類
報償費	講習会、研修会等の講師に支払う謝金等
旅費	研修、講師の招聘等に必要な交通費等
消耗品費	会議資料等の用紙・コピー代、書籍等の購入費等
印刷製本費	会議資料、パンフレット等の印刷費等
通信費	郵便料金等
保険料	事業実施に伴い加入する保険の保険料等
使用料	事業実施に伴う施設使用料および物品の借上料等
原材料費	塗料や木材等の原材料等
備品購入費	事業実施に必要な備品の購入費等
その他	その他市長が必要かつ適正と認める経費